平成２２年（フ）第９９号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目70番12号
エルドラードひばりが丘102号
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１０３号
神奈川県相模原市南橋本２丁目６番18号302
債務者　松田　　宏
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１１号
静岡県浜松市中区向宿３丁目６番７号
債務者　藤中　幸江
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
静岡県浜松市中区龍禅寺町387番地の２　グランコート龍禅寺201号
債務者　石黒　文子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
長崎県佐世保市野中町411番地５
債務者　野口　由美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
長崎県佐世保市浜田町１番25号　レ・レーヴ・ヴィオレ703号、旧住所神奈川県横浜市磯子区洋光台１丁目30番18―103号
債務者　小野　陽子（旧姓黒瀬）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
長崎県佐世保市瀬戸越町517番地２
債務者　左中　幸夫
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
長崎県佐世保市広田４丁目１番６号
債務者　平田喜代治
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
長崎県佐世保市広田４丁目１番６号
債務者　平田　智子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町1064番地
債務者　杉原　正一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１６号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町1074番地
債務者　錦織　信芳
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第７３号
神奈川県相模原市宮下本町２丁目28番22―207号
債務者　清原章一郎
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１２４号
島根県浜田市三隅町岡見3825番地
債務者　渡邉　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１０２０号
静岡市駿河区寺田116番地の４　ジュネスＫ201号
債務者　井林　　満
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４６号
静岡市葵区安倍口新田500番地の57
債務者　遠藤久美子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８号
山口県下松市大字末武下500番地５、旧住所山口県周南市秋月３丁目18番11―306号
債務者　大木　賢一
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部